

# 南部中学校 部活動規定

南部町立南部中学校

## I.部活動の目的

- (1) スポーツや文化活動に親しむことで、豊かな生活をつくり出す。
- (2) 技術・体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくる。
- (3) 異年齢集団での活動を通じ礼儀を身につけ、コミュニケーション能力を高め、民主的な活動集団をつくる。

## II.部活動の位置づけ

- (1) 部活動は生徒会活動の一部であり、授業や生徒の健康の妨げにならないようにする。また他の活動ともバランスをとる中で活動を行なう。
- (2) 部活動は定められた活動時間の範囲内で行なえるよう計画的に行なう。
- (3) 部活動と他の生徒会活動や学習、地域の活動が重複した場合は、教育内大会2週間前を除き他の活動を優先させる。(教育内大会とは、運動部については選手権、総体、新人戦とし、吹奏楽部については吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストとする。)

## III.部活動の所属・変更

- (1) 全員入部制を原則とする。(土日は家庭の優先を原則とする)  
学校外で生涯学習 関係団体に所属している場合には無所属でもよい。
- (2) 1年生については、4月の選手権までに入部とするが、連休明けまでは変更することもできる。
- (3) やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、顧問・担任と相談し、部活動の変更が可能である。

## IV.活動日・活動時間

- (1) 生徒の健康に留意し、週に一度は必ず休養日を設ける(原則月曜日を休養日)。また保護者の負担とならないように、スクールバスの運行にあわせて活動を行う。
- (2) 早朝練習については、7時半から行うことができる。ただし地区新人戦後から2月末日までは、朝練のためのスクールバスが運行されないため、原則行わない。
- (3) 放課後の活動については、下校時刻を遵守し行う。
- (4) 土曜日、休日(日曜日)の部活動は校長先生の許可を受ける。
- (5) 土日については、原則としてバスの運行上、土曜日の午前中のみ活動とし日曜日は活動をしない。ただし、練習試合などの特別な場合はどちらか1日は終日の活動を認める。
- (6) 土・祝祭日の終了時刻は、バスの時間に配慮する。
- (7) 夏・冬・春の長期休業日は、スクールバスの運行に合わせて活動できる。終了時刻は、バスの時間に配慮する。また、地域の行事はそちらを優先させる。原則として土日の活動は行わない。
- (8) 生徒の希望によって、空手、水泳、陸上、剣道等は教育内大会に特設部として参加することができる。ただし、峡南地区に専門部があり、教員が引率できる場合に限る。

## V.活動の延長

- (1) 土日の活動については、大会や発表会の2週間前に限り、2日間の活動を認める。
- (2) どちらの場合にも、学校長の許可を得て、職員の打ち合わせで周知徹底する。

## VI.活動の休止

- (1) 中間テストは3日前から、期末テストは5日前から期末テスト終了日まで、学力テストは1日前から学力充実期間として朝練も含め部活動は行わない。
- (2) 学級優先日や学園祭の取り組み期間中（期間限定）は、教育内大会、その行事への参加のための練習を除き、部活動を休止する。

## VII.保護者会

- (1) 年度当初、保護者を集め、活動のねらいや年間活動計画、保護者会などを組織する場合は役員、会計等について話し合い、協力を依頼することができる。その他適切な時期に、部ごとに保護者会を開いてもよい。
- (2) 保護者会の規定、保護者会費などは別に定めてもよい。

## VIII.外部指導者

- (1) 各部活動の交渉及び負担による外部指導者の依頼についてはこれを妨げないが、各専門部組織の規定を遵守し、必ず学校長の承認を受け活動時間の範囲内で行う。

## IX.その他

- (1) 体育館の使用に関しては、各部で協議の上決定する。
- (2) 部活動時の服装は学校で決められた制服・ジャージで行う。ただし、ユニフォームや練習着、小中体連で購入した服、ステージ衣装などがある場合は顧問が周知し、着用することができる。
- (3) 買い食いは禁止する。（但し土日祝、長期休業に限り登校時の昼食の購入はしてもよい。ただし、顧問教師の許可を得る）
- (4) 弁当や飲料などのゴミはすべて持ち帰る。

2011年4月1日施行

2016年4月1日一部改正